

産 業 廃 棄 物 分 類 表

あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ。
	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等。
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ、天ぷら油、アルコール類、洗浄油、アスファルト、印刷インキかす、エンジンオイル、グリス等。
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液。
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液。
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物、ポリエチレン樹脂、フェノール樹脂、化繊ロープ、シール台紙、ビニール、塗料かす、プラマークのある発泡スチロール、合成繊維の含まれる作業着、スタイロ畳等。
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず、ゴム手袋、ゴムチューブ等。
	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず、スクラップ等。
	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、蛍光灯、グラスウール、FRP等。
	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等。
	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物。
特定の事業活動に伴うもの	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの。
	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず。 ※業種に関わらずコピー用紙等の雑紙、カタログ、ダンボール等は、資源ごみ。汚れた紙等は事業系一般廃棄物。
	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、[全事業所]貨物の流通のために使用したパレット等。 ※指定業種以外から排出される木くず、木製机、テーブル、椅子、板きれ、看板、測量杭、街路樹・庭木剪定木、流木、間伐材等は事業系一般廃棄物。
	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿、羊毛、カシミア、レーヨン、絹等の天然繊維くず。 ※その他の業種から発生する繊維くず、布団、衣類、座布団、本畳等は事業系一般廃棄物。ただし、合成繊維の混合物は廃プラスチック。
	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物、貝殻、卵殻、野菜くず、パンくず、おから等。 ※飲食店、スーパー、小売店等から排出される残さ、厨芥類、賞味期限切れの製品くずは事業系一般廃棄物。
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物。 ※精肉店、飲食店、ホテル等から出る食肉の骨等の残さは事業系一般廃棄物。
	動物のふん尿	畜産農業等から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿。 ※ペットショップ、動物病院等から排出される動物のふん尿は事業系一般廃棄物。
	動物の死体	畜産農業等から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体。 ※ペットショップ、動物病院等から排出される動物の死体は事業系一般廃棄物。

※事業系一般廃棄物は、環境衛生センターで処理が可能です。